

第5回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時：平成11年9月13日(月)13:30～15:19

場所：県庁北館4階 第3委員会室

再評価意見の骨子(案)について

事務局 今回提出の「再評価意見の骨子(案)」は、前回の委員会での委員長の提案が了承されたことを踏まえ、各事業課による事業説明、委員からの指摘や意見等を、事務局がたたき台としてまとめたものです。

本日は、意見具申のための修正なり肉付けに向けての審議をお願いしたい。

なお、前回の委員会で要請があった費用対効果分析の算出根拠等の追加資料については、8月に各委員に送付しましたので報告します。

○土木建築部関係について

C委員 新市駅家線で、阪神大震災後の耐震設計の見直しによる費用の増加はどのくらいか。残っている補償物件2件は解決見込みがあるのか。当初計画は、物価の上昇分が全然見込まれていなかつたのか。

事務局 街路事業の約15億円の増加については、工事費では9億円増加しており、主な内訳は5億円が地下歩道などの立体横断施設の追加で、耐震設計の見直しなどによる工事費の増加については約3億円である。

そのほか、地下歩道関係等の用地補償費が4億円、測量試験費が約2億円増加している。

都市計画 残り2件の用地交渉については、今年度中には解決する予定である。

課長

河川課長 全体事業費は平成2年度のコストで積算しており、当初の事業費については物価上昇を見込んでいない。

F委員 河川事業で、国兼川の進捗状況が、県として概ね計画どおりであるという表現になっているが、予算的な面、あるいは延長の面から言うと、ペースが少し遅れているような気がするが。

河川課長 国兼川は、総延長が13kmと、計画延長が長く、600mほど完成したが、なかなか進んでいない。その要因は、取水堰とか橋梁といった横断構造物がかなりあるということと、河道の中の工事なので、洪水期の事業がなかなか難しいということ、漁業者に対する影響を最小限にするということで、工期の中に制限がかなりある。国兼川の場合は、ネック部分もかなり多いので、治水安全度を全体的に上げるということで、暫定施工も考慮に入れながら、流域全体の治水安全度を上げていきたいと考えている。

F委員 現計画では計画どおりということだが、全体から見ると長期間を要するような予測ができるので、

せっかく改良するのであれば、期間内に何回も水害が起きないように早くできるよう努力してほしい。

委員長 暫定施工は、手戻り(二重投資)はないか。

河川課長 暫定施工の基本的な考え方としては、下流に影響のない範囲で、もちろん手戻りのないような形で、計画に対して100%施工ではなく、その何割かを仕上げていく方法でやっていきたいと思う。

E委員 4 河川について、今まで想定氾濫区域等の情報を提供していなかったのか。情報を提供するということが行政にとっての限界なのか、もう少し強く行政ができるのか。河川改修事業費のうち、用地補償費は、データを用いて計算すると、小河原川は61.6%と非常に高いが、国兼川が19.8%，手綱川が22.7%，神谷川が28.6%と20%前後が多い。河川改修は、人口が増加したから必要となることもあるかと思うが、土地利用規制等により、危険なところには住ませない措置ができないのか。道路についても、バイパスの横で宅地開発を行うと、道路の渋滞が悪化する。公共事業の必要性だけがますます増加していくことになるので、トータルとしての行政対応ができないのではないか。

河川改修と併せて周辺の危険なところについて、立地規制誘導等があり得ないのか。

事務局 事務局の意見としては、すぐにでも河川改修ができれば周辺の住民に知らせる必要はないが、10年以上かかるので、施工中については住民の自己責任というか、その状況を十分分かっておいてもらう必要があると考えた。

委員長 大げさに言うと、居住地選択の自由を拘束するということになる。行政上必要があつて制限するということは可能かもしれない。

工期が非常に長く、宅地開発等が進展し、防護資産が増加しているのであれば、ハード整備だけでなく、ソフト面での防災効果を期待して、想定氾濫区域等の情報を広く一般に提供するなどの配慮も必要ではないか。現在どのような傾向か、各地の情報は得ていないが、例えば、被害を受ける確率は100年に1回、50年に1回というのは、役所に聞けばわかるはずだから、看板まで出でていないのではないか。

事務局 6月29日のような豪雨災害を再発させないために、国を挙げて検討を進めている。現在、法律では、がけに隣接した部分に5戸以上の人家がないところには、危険区域として指定して、そこに建築制限をかけることはできない。建築制限をかけられないところには家が建ち、5戸を超えると危険区域になる。すると、広島県の危険区域の数が増える。特に急傾斜で、危険なところを事前に調査して、そこに家を建てさせないような立地規制が必要という議論は、かなり深まっている。地権者の所有権をかなり制限することなので、現在、国で、5戸以上の家屋がなくても危ないと思われる区域をいかに規制していくか、そういう法律を今検討中と聞いている。

委員長 壮大な問題に発展する可能性もあるが、文章はまだ検討する。

B委員 例えば、場所打ちコンクリートだったら高くつくから、なるべく二次製品を使うということが書かれているが、計画段階で二次製品の利用等も含めて事業費を算定すべきではないのか。

河川課長 当然そのとおりだと思う。当初、改修計画を立てる場合に、地域住民など、関係者と協議する。しかし、計画の段階で、全計画を協議できないので、例えば、井堰の統合という案については、ある程度協議しながら、利水者側との調整をしている。また、最近は新技術等が開発されており、積極的に使うことで、コスト縮減に努めていくという考えである。

E委員 結論で、コスト縮減とか、事業費をこれ以上増やさないなどといった文章を書き込んでおくことも

必要ではないか。

農林水産部関係について

D委員 川根での農道整備事業で、6億5,000万円の事業費の増額となっているが、不安定な地質というのはどのような地質のことか。また、事業着手前にこれが発見できなかったのは、調査する地点が違っていたのか。

農村整備課長 補助採択性を受ける前の事前調査で、橋梁やトンネルなどの重要構造物については、設置位置や地質状況を調査して、大きな変更が生じないように実施しているが、一般的な道路部分については、経済性を念頭に、切土、盛土のバランス等を考慮して工法、路線を決定している。しかし、今後は一般的な道路部分とはいっても地質状況、地形状況等を踏まえて、可能な限り事前調査を行いたい。

不安定な地質とは、破碎帯といわれる地すべりを誘発する地質である。大きな地すべりを引き起こす地質には三つぐらいあり、その中の一つの地質である。通常、大工事以外では、採択性を受ける前に市町村等が調査をして、それで採択性を受けて、事業実施の段階で詳細な調査をしている。

委員長 工期2年の延長の原因が、地図混乱地域の調査に起因しているという点について説明してほしい。

農村整備課長 事業実施直前に存在した地図は、山間部における境界のきっちとしたものではなかったので、地積調査を実施して、それで境界をはっきりさせたので2箇年を要した。

委員長 コスト縮減として残土を利用するという指摘は、格別のコスト縮減ではなく、当然やることではないか。

農村整備課長 残土処分には、いろいろな手法と規模があり、なるべく近傍へ残土処分するのが単価的には安価になるが、残土処分地を確保することが厳しい場合が多いので、近傍の他の事業に、残土を埋め立てる。運搬距離が近くなければ単価的に安くなる。我々の分野では、残土処分は、コスト縮減の一つの大きなポイントになっている。

この事業の場合、当初の計画ではなかったが、公園等を整備する構想があり、公園の予定地へ残土処分するという計画を立てている。

E委員 農道や農地保全の費用対効果の値を見ると、からうじて1.1を超えており、街路や河川改修は、非常に大きな効果があるような数値になっているが、農業関係については非常に小さな値を示している。これをもって効果があるなしを議論するのは少しおかしいということで、費用対効果を検討する際のフレームワークで気になった点を指摘する。

まず、時間割引率が街路や河川の場合は4%，他方、農道は5.5%という値になっており、5.5%という数値は昭和43年から改定されていない。農業や林業のように自然を相手にする業は、よりロングスパンで効果を測るべきであるというのが常識だと思うが、これが逆になっている。大きい割引率を設けるということは短時間で評価しろということで、これが全く逆転していることについて、おかしいのではないか。今後、横断的に事業評価で、優劣を付けたり、事業の優先度を検討する場合は、この点をもう一度改めて検討すべき問題だと思う。

もう一つ、考慮すべき効果の範囲として、広域農道で見ると、時間の短縮等、費用節減効果だけにとどめられているように見られる。他方、川根地区の一般農道では、地域間の交流が盛んになっている効果が記述されている。文章の結論で交流があるから効果があると言いつながら、これら

が費用対効果の中には入っていないというのも少しおかしい話ではないか。次の永野2期の農道についても、例えば県道と農道との結び付きが非常に大事にされている。農道といえども利用者のために便を供給しているということを考えると、人や物の流れをネットワークとして一体的にとらえるということも重要ではないかと思う。費用対効果の考慮すべき範囲も、街路や、農道の整備等を含めて、いま一度整理し直す必要があるのではないか。農業関係についての費用対効果の数値が小さいといって、この数値をもって効果がないというような誤解を受けないような公開の仕方を検討していただきたい。

委員長 既成の評価方法で計算した費用対効果の数値のほかに期待される効果も指摘しておく必要があると思う。また、広島県だけ違った計算方法を採用しても、評価されにくいと思う。

農村整備課長 全体的に多面的効果というか、地域開発効果については今後検討していく必要があるかと思う。

事務局 土木建築部の事業も、B/Cによる効果と費用の算定の仕方は必ずしも十分ではないが、そこはきちんと指摘している。農林水産部も、書いていないものもあるので、両部で検討して、表現をそろえてきちんと指摘したい。

C委員 結論のまとめ方だが、表現がどうかという気がする。過去のマイナス要因だけとらえて結論せず、これから前の前向きな話も書くほうが結論らしいと思う。

委員長 B/Cだけでは割り切れないだろうが、どういう指標を判断材料として取り入れるかというのも非常に難しい。農林関係の事業と土木建築関係の事業と同じ土俵で評価するというのが現時点では非常に難しいが、現時点では、別の基準らしきものがあるという先入観を持ってやらざるを得ないという気がする。

委員長 本日の説明や議論を踏まえて意見具申書を取りまとみたいと思う。

事務局 次回の委員会については、来年2月上旬を目途に開催し、その際には平成13年度補助申請する事業について審議・抽出を行っていただきたい。

F委員 個々の事業について、適切か、あるいは改善すべきことはないかということを、この委員会としては結論付けるのではないのか。

委員長 中止または、延期という意見がなかったので、ここに挙がった事業は予定どおり継続という方向で意見具申することになると思うが、中止などという意見があれば、言ってもらいたい。

F委員 今回出されている12事業については、私は止めなければならない理由はないと思うので、是非予定どおり、できれば早く執行完了してもらいたい。

委員長 意見具申の内容については、常識で理解できる範囲内の具申にしたい。文章については、もう一度皆さんに意見を伺うので、御協力いただきたい。